

2019年度第4回生乳検査外部精度管理調査結果についての
 「生乳検査精度管理認証制度」にかかる標準値と許容範囲（お知らせ）

I. 標準値

1. 成分（絶対値評価）

(単位：%)

区 分		試料1	試料2	試料3
都府県 標準値	乳脂肪分	3.92	3.69	4.18
	無脂乳固形分	8.89	8.82	8.92
北海道 標準値	乳脂肪分	3.93	3.69	4.19
	無脂乳固形分	8.88	8.80	8.89

都府県標準値：都府県の参加施設の測定値に統計処理を実施した後の平均値

北海道標準値：(公社) 北海道酪農検定検査協会のマスターマシン測定値

2. 体細胞数（相対値評価）

(単位： 10^3 /ml)

区 分	共通試料A	共通試料B
標準値	230	350

II. 許容範囲（生乳検査精度管理認証規程 第II章第18条）

1. 成分（絶対値評価：赤外分光多成分測定装置の場合）

(単位：%)

区 分		試料1	試料2	試料3
都府県	乳脂肪分	3.87 ~ 3.97	3.64 ~ 3.74	4.13 ~ 4.23
	無脂乳固形分	8.82 ~ 8.96	8.75 ~ 8.89	8.85 ~ 8.99
北海道	乳脂肪分	3.88 ~ 3.98	3.64 ~ 3.74	4.14 ~ 4.24
	無脂乳固形分	8.81 ~ 8.95	8.73 ~ 8.87	8.82 ~ 8.96

2. 体細胞数（相対値評価：迅速測定機のみ対象）

(単位： 10^3 /ml)

区 分	共通試料A	共通試料B
標準値	200 ~ 260	315 ~ 385

第11条 外部精度管理調査結果への対応

乳技協代表理事は、外部精度管理調査の結果、許容範囲を逸脱した認証施設について、次のように措置する。

1. 脂肪分及び無脂乳固形分それぞれ6点を持ち点とし、第18条第1項（成分）の許容範囲を逸脱した検体ごとに-1点とし、累積減点数を求める。

2. 累積減点数により、次の対応を実施する。ただし、次回の調査の結果、検体全てが許容範囲内となれば累積減点数をゼロに戻す。

（1）事前警告

累積減点 - 1点から-5点

施設責任者に、文書により、原因、改善措置、その実施結果等を記載した改善報告書の提出を求め、その内容を認証特別委員会に報告する。

（2）警告

累積減点 - 6点以上

施設責任者に、文書により、改善報告書の提出を求めるとともに、認証一時停止及び取り消しの警告を行い、その内容を認証特別委員会に報告する。

3. 第18条第2項（体細胞数）の許容範囲を逸脱した施設責任者に、文書により、原因、改善措置、その実施結果等を記載した改善報告書の提出を求め、その内容を認証特別委員会に報告する。

第18条 外部精度管理調査の許容範囲

乳技協が公表する標準値からの許容範囲

1. 成分（絶対値評価）

（1）標準法（変法を含む）及びマイクロ波法

日常検査を標準法等で実施している場合

乳脂肪分 ±0.05%以内

全乳固形分（無脂乳固形分）±0.04%以内

（2）赤外分光多成分測定装置

日常検査を赤外分光多成分測定装置で実施している場合

乳脂肪分 ±0.05%以内

無脂乳固形分 ±0.07%以内

* 積み上げ測定を行っている場合は、タンパク質±0.03%以内、乳糖±0.04%以内が望ましい。

* α値(1.00)を使用している場合は、校正の際、標準法の無脂乳固形分 = タンパク質 + 乳糖 + α値(1.00)と同等性を確保するため乳糖の値を補正することとする。

2. 体細胞数（相対値評価：迅速測定機のみ対象、ブリード法は対象外）

±10%以内（30万/ml以下の場合は「±3万/ml」とする）